

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証(被保険者証)の一斉更新について～

### ●保険証が新しくなります 黄緑色 → 黄色

現在ご使用の黄緑色の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、9月30日です。
- 窓口負担割合の見直しに伴い、9月中に、窓口負担割合が変更とならない方も含むすべての被保険者の方に新しい保険証を交付します。

### ●減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)

### 限度証(限度額適用認定証)も新しくなります だいだい色 → 水色

現在ご使用の橙色の減額認定証及び限度証の有効期限が、7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証および限度証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証および限度証をご使用ください。

問い合わせ先/北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601  
役場健康こども課保険年金係 ☎ 482-2935(課直通)

## 医療費助成の更新手続きの お知らせ

- 重度心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・乳幼児等医療の更新手続きが必要です

現在受給者証をお持ちの方は、7月末に有効期限が切れることから、対象者には6月に更新申請書を発送しています。手続きが終わっていない方は、早急に手続きをお願いします。

問い合わせ先/役場健康こども課保険年金係 ☎ 482-2935(課直通)

## ふまねっと講演会&体験会 受講者を募集します

「ふまねっと」とは、歩行機能・認知機能改善のための簡単でとても楽しい運動です。方法や効果について詳しく知り、実際に体験してみませんか。

▷日 時/7月8日(金) 14時30分～16時30分  
(受付開始14時15分～)

▷場 所/弟子屈町社会老人福祉センター1階

▷内 容/①講演会「ふまねっと運動で、健康づくり、まちづくり」

②ふまねっと体験会

▷対 象・定 員/町民の方・50人

▷講 師/認定NPO法人ふまねっと  
理事長 北澤 一利 氏

▷持ち物・服装/上靴・動きやすい服装



※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により中止になる場合があります。



申し込み・問い合わせ先/役場福祉課地域包括支援係 ☎ 482-2921(課直通)

## 住民税非課税世帯などへ

# 「臨時特別給付金」を給付します

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する臨時特別給付金を給付します。

給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額：1世帯あたり10万円

対象となる世帯と申請方法：①、②のいずれかにあてはまる世帯が支給対象です。



※令和3年度住民税が非課税の世帯で、すでに「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を受給した世帯は、給付対象となりません。

### ①世帯全員が「令和4年度住民税均等割が非課税」の世帯

令和4年6月1日時点で住民登録があり、住民税均等割が非課税の世帯に対して、7月中旬以降に「確認書」を郵送します。内容を確認の上、返送してください。

### ②令和4年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

給付金を受け取るには、申請が必要です。本人確認書類、振込先の通帳やキャッシュカード、源泉徴収票や給与明細などをご準備のうえ、役場福祉課にお問い合わせください。

▶申請期間/7月19日(火)～9月30日(金)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1カ月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。詳しくはお問い合わせください。

(例)住民税非課税となる年間給与収入の目安/単身の場合:93万円以下、本人と子(1人)の場合:138万円以下

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



問い合わせ先/役場福祉課地域福祉係 ☎ 482-2921(課直通)